

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2002-505707(P2002-505707A)

【公表日】平成14年2月19日(2002.2.19)

【出願番号】特願平11-504566

【国際特許分類第7版】

C 0 8 F 210/16

C 0 7 F 7/00

C 0 7 F 17/00

C 0 8 F 4/64

C 0 8 F 8/00

【F I】

C 0 8 F 210/16

A

C 0 7 F 7/00

C 0 7 F 17/00

C 0 8 F 4/64

C 0 8 F 8/00

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成 17 年 6 月 22 日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成 11 年特許願第 504566 号

2. 補正をする者

氏名（名称） ザ ボード オブ ト拉斯ティーズ オブ ザ
リーランド スタンフォード ジュニア
ユニバーシティ

3. 代理人

住所 〒540-0001
大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号 IMP ビル
青山特許事務所
電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名 弁理士 (6214) 青山 葵



4. 補正対象書類名 明細書および請求の範囲

5. 補正対象項目名 明細書および請求の範囲



6. 補正の内容

(1) 明細書

- a) 13頁下から13行の「ヘpタン」を、「ヘプタン」と訂正する。
- b) 19頁4行の「5重量%ノエチレンが」を、「5重量%のエチレンが」と訂正する。
- c) 19頁4行ないし5行の「生。産性」を、「生産性」と訂正する。
- d) 19頁12行ないし13行の「しようしながら」を、「使用しながら」と訂正する。
- e) 19頁下から11行の「使用すし」を、「使用し」と訂正する。
- f) 27頁下から2行の「アリールGrignard試薬」を、「アリールGrignard試薬」と訂正する。
- g) 39頁下から15行ないし下から14行の「ホークシリンダー洗い出す」を、「ホークシリンダーへ洗い出す」と訂正する。
- h) 50頁下から8行の「4モル%マで」を、「4モル%まで」と訂正する。

(2) 請求の範囲

別紙のとおり。

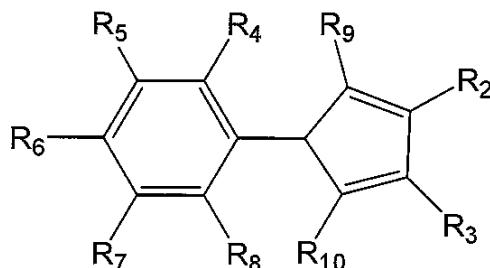
(別紙)

請求の範囲

1. 触媒システムの存在を含む重合反応系中で一種またはそれ以上のアルファオレフィンモノマー(群)の重合体を製造する重合法において、

- (a) 非架橋流動性メタロセン成分と助触媒を含む触媒システムの存在下に該モノマー類の少なくとも一種を重合させ、そして
- (b) 該流動性触媒システム中で重合反応度増強効果を誘導するに足る量のエチレンを、該重合システム中に導入する、段階を含んでなる改良方法。

2. 非架橋流動性メタロセン成分が、一般式：



但し、式中、R₄～R₁₀は、同一または異なって、炭素原子1ないし約30の置換または非置換アルキル、アルキルシリルまたはアリール置換分であり、R₉およびR₁₀は、同一または異なって、水素、または炭素原子1ないし約30の置換または非置換アルキル、アルキルシリルまたはアリール置換分であり、R₂およびR₃は、一緒になってインデニル構造を形成してもよい、

を有する少なくとも1つのリガンドを含有する、請求項1に記載の重合プロセス。

3. 該重合体のエラストマー特性を実質的に変更しない量で、エチレンが得られた重合体中に取り込まれている、請求項2に記載の重合プロセス。

4. 得られる重合体エラストマーが、約80°C以上の融点を有する、請求項3に記載の重合プロセス。

5. 約10重量%以下のエチレンユニットを有し、融点T_mが80°C以上である、少なくとも一種のアルファオレフィンモノマーとエチレンとのエラストマー重合体。

6. 該エチレン含量が約5重量%以下であり、融点T_mが100°C以上である、
請求項5に記載のエラストマー共重合体。

7. 500%を超える高延伸性と、100Mpa以下の伸長モジュールを有するが、
実質的に残存力をもたない、フレキシブルな熱可塑性α-オレフィン単独または
請求項5に記載の共重合体。